

公益社団法人福島県栄養士会  
2024年度（第12回）定時総会

日時：2024年6月15日（土）10：00～12：00

場所：郡山市総合福祉センター 5階 集会室

公益社団法人福島県栄養士会

〒963-8025 福島県郡山市桑野3丁目19番6号 太健ビル105号

TEL：024-939-1195

E-mail：food-a@fukushima-eiyoushikai.or.jp



---

## 栄 養 士 憲 章

---

私たち栄養士は、国民の健康と福祉向上の見地から、職業の重要性と社会的使命を強く自覚し、ここに栄養士憲章を制定して栄養士の規範とし、その実践を期するものである。

【専門性の自覚】 1. 栄養士は、国民の栄養改善・健康づくりの指導者として誇りと責任を持って社会に貢献する。

【業務の原則】 1. 栄養士は、常に人の立場を尊重して誠実に業務を遂行する。

【生涯学習】 1. 栄養士は、社会の信頼にこたえるために常に人格の形成と知識及び技術の向上に努める。

【融和と連繫】 1. 栄養士は、常に栄養改善事業・健康づくり事業の充実のため、社会との融和と連繫に努める。

【栄養士会】 1. 栄養士は、日本栄養士会に属し、栄養士会員としての自覚のもとに社会的責任を全うする。



## 優良管理栄養士・栄養士表彰

2024 年度公益社団法人福島県栄養士会 会長表彰（6名）

武田 歩

高木 紀子

北島 ゆかり

桑折 智美

田口 美智子

根本 利江



# 公益社団法人福島県栄養士会 2024 年度（第 12 回）定時総会

## 次 第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 来賓祝辞
4. 優良管理栄養士・栄養士表彰
5. 議長選出
6. 議事録署名人及び書記任命
7. 総会成立報告
8. 議 事

### 【公益社団法人福島県栄養士会 2024 年度（第 12 回）定時総会】

第 1 号議案 理事及び監事の選任の件

第 2 号議案 定款の変更の件

第 3 号議案 2023 年度事業報告案の件

第 4 号議案 2023 年度収支決算報告案の件

報告 2024 年度事業執行計画・予算について

9. 新旧役員を紹介
10. 閉 会

第1号議案 理事及び監事の選任の件

(公社)福島県栄養士会 2024年度理事及び監事の選任決議

【議案の趣旨】

(公社)福島県栄養士会 2024年度理事及び監事に以下の候補者を選任することの可否

第1号議案の1 理事選任決議案		
議案番号	理事候補者名	支部・協議会
第1号議案の1の1	大塚 綾子	会津支部 ・ 公衆衛生
第1号議案の1の2	加藤すみ子	いわき支部 ・ 福祉
第1号議案の1の3	田口美智子	県南支部 ・ 福祉
第1号議案の1の4	小河原貴之	県北支部 ・ 医療
第1号議案の1の5	田村 有香	相双支部 ・ 公衆衛生
第1号議案の1の6	関場 治美	相双支部 ・ 地域活動
第1号議案の1の7	齋藤 紀子	会津支部 ・ 公衆衛生
第1号議案の1の8	小林 明子	会津支部 ・ 医療
第1号議案の1の9	風間 真実	会津支部 ・ 福祉
第1号議案の1の10	水野 時子	県南支部 ・ 研究教育
第1号議案の1の11	都澤 京子	いわき支部 ・ 地域活動
第1号議案の1の12	金子みどり	会津支部 ・ 勤労者支援
第1号議案の1の13	上原子昌代	県北支部 ・ 学校健康教育
第1号議案の1の14	増子かおる	県南支部 ・ 学校健康教育
第1号議案の1の15	佐藤 三佳	県北支部 ・ 公衆衛生
第1号議案の1の16	真田久美子	県北支部 ・ 地域活動
第1号議案の1の17	伊藤 央奈	県南支部 ・ 研究教育
第1号議案の1の18	黒岩 敏	会津支部 ・ 医療
第1号議案の1の19	相楽 正浩	県南支部 ・ 公衆衛生
第1号議案の1の20	五十嵐好恵	県北支部 ・ 学校健康教育

※理事選任議案の採択は、候補者ごとに行う。



第 1 号議案の 2	監事候補者名	支部・協議会
第 1 号議案の 2 の 1	添田香代子	県南支部 ・ 福祉
第 1 号議案の 2 の 2	吉田 明子	県南支部 ・ 医療

※監事選任議案の採択は、候補者ごとに行う。

#### 【起案理由】

2024 年度は役員の改選期にあたることから、定款第 24 条第 1 項、同第 23 条第 1 項第 1 号及び同第 2 号、同第 15 条第 1 号に基づき、会員たる資格が確認された上掲「第 1 号議案の 1 理事選任決議」及び「第 1 号議案の 2 監事選任決議」の各表掲記の理事候補者及び監事候補者につき、選任の可否を諮るべく、本議案を上程する。

第2号議案 定款の変更の件

(公社) 福島県栄養士会定款の変更

【議案の趣旨】

(公社) 福島県栄養士会定款第26条第2項、第3項、第39条第2項、3項、4項について下記のとおり変更することの可否。

記

変更案	現行
<p>公益社団法人福島県栄養士会定款</p> <p>制定施行 平成25年4月1日 一部改正 平成29年6月17日 一部改正 令和3年6月12日 <u>一部改正 令和6年6月15日</u></p> <p>第1条～第25条(略) (監事の職務・権限)</p> <p>第26条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも理事及び職員(本会が雇用している者)に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>3 <u>監事は、理事会に出席し、必要があると求めるときは、意見を述べなければならない。</u></p> <p>第27条～第38条(略) (事務局)</p> <p>第39条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。</p> <p>2 事務局に_____職員を置く。</p> <p>3 <u>職員の任免は会長が行い、その指示により事務に従事する。</u></p> <p>4 <u>事務局の組織及び内部管理に関し必要な事項は、理事会がこれを定める。</u></p>	<p>公益社団法人福島県栄養士会定款</p> <p>制定施行 平成25年4月1日 一部改正 平成29年6月17日 一部改正 令和3年6月12日</p> <p>第1条～第25条(略) (監事の職務・権限)</p> <p>第26条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>第27条～第38条(略) (事務局)</p> <p>第39条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。</p> <p>2 事務局には、<u>事務局長その他の職員</u>を置く。</p> <p>3 <u>事務局長その他の職員は、会長が理事会の承認を得て任命する。</u></p> <p>4 <u>事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の決議を経て定める。</u></p>

**【提案理由】**

- (1) 監事の職務・権限を明確にする（26条第2項、第3項）。
- (2) 事務局の現状に合わせて、規程を整理する（第39条第2項、3項、4項）。

## 第3号議案 2023年度事業報告案の件

### (公社) 福島県栄養士会 2023年度事業報告

#### 【議案の趣旨】

2023年度の事業について下記のとおり報告する

#### 記

##### 〔Ⅰ〕 2023年度事業の方針

本会は、一人ひとりの命の食の営みに寄り添う豊かな人間性と確かな専門技能を身につけ、郷土を愛しその復興に献身する管理栄養士・栄養士が集い、その連帯の力で、食・栄養科学振興事業、食・栄養改善人材育成事業、食生活自律支援事業、食環境整備事業の四つの柱で、公益目的事業を推し進める団体である。

2023年度は、これまでの実績をもとに、これを一層発展させて、以下六項目を重点として各種公益目的事業に取り組んだ。

- ・県及び市町村で行う「健康日本21（第二次）」施策等への主体的で積極的な参画
- ・東日本大震災にかかる被災者支援、復興支援の活動の展開
- ・地域医療、在宅の医療・療養・介護における栄養管理・栄養ケアを担いうる人材の育成
- ・健康増進法に基づく情報の提供
- ・食育活動の推進
- ・公益目的事業をとおしての組織強化・会員拡大

##### 〔Ⅱ〕 2023年度事業の内容

#### I 食・栄養科学振興事業

##### 公1 食と栄養の科学および実用技術を振興させる事業

本事業は、県民の食・栄養と健康に関する調査・研究や技術開発などに取り組むものである(食・栄養科学振興事業)。大きく二つの柱からなり、(1)一つ目の柱では、県民の健康と栄養の実態、栄養指導と食事療法に関する事例や症例などを対象とした調査及び資料の収集を行う。(2)二つ目の柱では、栄養指導と食事療法に関する研究及び技術開発などを行う。この研究及び技術開発には、食と栄養の科学の見地から、郷土の食文化を発展的に将来に伝えること、及び、県産の食材を生かした料理レシピや献立を創作することも含まれる。これらにより、県の人口構成や疾病構造の動態に対応して県民の健康を護る食と栄養の総合的かつ実践的な科学及び技術の振興を図る。

これらの事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公1の事業を構成するものである。

#### 2 栄養指導・食事療法・食育等に関する研究・技術開発事業

##### 2-1 福島県栄養士会栄養研究発表会

事業の趣旨 研究・技術開発事業の一環である。管理栄養士・栄養士が一堂に会し、調査研究を発表する。

対 象 県民、管理栄養士・栄養士(会員・非会員を問わない)、関連職種、関連研究者。

財 源 本会会費、参加料

実績 2023年度第35回(公社)福島県栄養士会研究発表会  
 開催日・方法:2023年度11月25日(土)オンライン配信  
 研究活動発表数 8件  
 参加者数 29人

## II 食・栄養改善人材育成事業

公2 一人ひとりの命の食の営みに寄り添う豊かな人間性と確かな専門技術を身につけ、郷土を愛しその復興に献身する管理栄養士・栄養士を育成する事業

県民が、より高い質の栄養指導及び食事療法をより身近に受けることができるように、本事業は、高度の専門的スキルとともに、一人ひとりの命の食の営みに寄り添う豊かな人間性と確かな専門技術を身につけ、郷土を愛しその復興に献身する管理栄養士・栄養士を輩出するために各種の研修等に取り組むものである(食・栄養改善人材育成事業)。事業の柱は、卒後教育制度(継続教育=生涯学習制度)として実施される諸種の研修事業である。基幹研修制度と拡充研修制度(特定職域、その他の研修事業)とからなる。

これらの事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公2の事業を構成するものである。

### 1 生涯教育の基幹研修制度の運営事業

生涯教育の基幹研修制度は、管理栄養士・栄養士(会員・非会員を問わない)が、専門職業人としての強靱な基礎体力を身につけることを目的としている。

#### 1-1 生涯研修(生涯教育研修事業)

事業の趣旨	生涯教育研修会を企画・実施する。	
対象	県民、管理栄養士・栄養士(会員・非会員を問わない)、関連職種、関連研究者	
財源	本会会費、受講料	
実績	(1) 個別的な相談指導の推進のための研修会 開催日:2023年8月19日(土) 内容:学校における個別的な相談指導推進のために(学校健康教育) 参加者数 9人	
	(2) Let,s 栄養管理プロセス&SOAP~PES でつながる栄養管理~ 開催日:2023年9月23日(土) 内容:Let,s 栄養管理プロセス&SOAP~PES でつながる栄養管理~(医療) 参加者数 15人	
	(3) 栄養ケア・マネジメントを最初から学ぶ(Step00・高齢編) 開催日:2023年9月30日(土) 内容:栄養ケア・マネジメントを最初から学ぶ(Step00・高齢編) 参加者数 8人	
	(4) 電気厨房調理実演セミナー(調理実習:摂食・嚥下食) 開催日:2023年10月7日(土) 内容:嚥下食の行事食 ~みんなと同じく味わおう~ 参加者数 8人	
	(5) 栄養ケアプロセス~事例検討~ 開催日:2023年10月28日(土) 内容:栄養ケアプロセス~事例検討~(医療) 参加者数 6人	
	(6) 質の高いLIFE(科学的介護情報システム)報告を学ぶ 開催日:2023年11月18日(土) 内容:質の高いLIFE(科学的介護情報システム)報告を学ぶ 参加者数 18人	
	(7) 福島県栄養士会 TNT-GeriatricforDietitian(高齢者栄養療法)eラーニング 受講期間:2023年7月~2024年6月 内容:TNT-GeriatricforDietitian(高齢者栄養療法)eラーニング 参加者数 8人	

#### (8)2023 年度特別講演会

開催日：2023 年 11 月 25 日(土)オンライン配信

内 容：講演「職場業務を円滑する要～コミュニケーションへのヒント～」

講師 藤田 潮 氏

参加者数 18 人

#### 1-2 支部研修会

事業の趣旨 各支部において、食・栄養の科学の実践によって県民の健康を支える専門技能の向上を図る。

対 象 県民、管理栄養士・栄養士(会員・非会員を問わない)、関連職種、関連研究者

財 源 本会会費、受講料

実 績	県北支部	開催日	2023 年 7 月 20 日 (土)	講師：渡辺歯科医院 院長 渡辺一成 氏	参加者数 20 人
		会 場	福島市保健福祉センター		
		内 容	研修会「歯の健康は呼吸から」		
会津支部	開催日	2023 年 8 月 18 日 (金)	参加者数 22 人		
	会 場	会津稽古堂			
	内 容	油脂のセミナー ・ 花王ビューティーセミナー			
相双支部	開催日	2023 年 12 月 9 日 (土)	参加者数 12 人		
	会 場	原町保健センター			
	内 容	業務の取り組み紹介「南相馬市の総合健診での減塩普及について」			
いわき支部	開催日	2024 年 2 月 24 日 (土)	参加者数 8 人		
	会 場	オンライン (Zoom)			
	内 容	地域リハビリテーション活動支援事業研修			

#### 2 拡充研修制度(特定職域その他の研修)の運営事業

基幹研修制度を補完し発展させる研修である。医療協議会・学校健康協議会・勤労者支援協議会・研究教育協議会・公衆衛生協議会・地域活動協議会・福祉協議会が単独または共同で、職域の業務特性に由来する諸種の課題に応じた研修会を開催する。

#### 2-1 各職域協議会

事業の趣旨 基幹研修制度を補完し発展させる研修を行い、専門技能の向上を図る。

対 象 県民、管理栄養士・栄養士(会員・非会員を問わない)、関連職種、関連研究者

財 源 本会会費、受講料

### III 食生活自律支援事業

#### 公3 県民が健全で稔り豊かな食生活を行う力を身につけることができるよう支援する事業

健康増進法は「生涯にわたる国民の栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を促進する」(健康増進法第 30 条の 2 第 1 項参照)ことを謳っており、本事業は、県民のかかる「自主的な努力」を、栄養指導・食事療法・食育の理論と技術を生かして支援し、もって、県民の健全な食生活・食事摂取を自律的に営む力を育もうとするものである(食生活自律支援事業)。本事業は、3つの柱からなり、(1)1つ目の柱では、「個別特性対応型の食の自律支援事業」として、個々の県民の個別性・特性に合わせた栄養指導その他の専門的支援を組織的に行う。(2)2つ目の柱では、「集団特性対応型の食の自律支援事業」として、広く県民に対し、食生活の質の向上、食事を含む生活習慣の見直しと改善に役立つ知識や知恵、実用技術の普及などを行う。(3)3つ目の柱は、食・栄養と健康に関する情報コミュニケーション事業である。

これらの事業は、いずれも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公3の事業を構成するものである。

## 1 個別特性対応型の食の自律支援事業

対象者の個別特性に対応する栄養指導・食事療法を、本会の公益目的事業として組織的に実施するものであり、管理栄養士・栄養士の高度な専門性が直接反映される事業である。

### 1-1 栄養ケア・ステーション事業

事業の趣旨 主に個別特性対応型の食の自律支援活動を地域密着型で掌り（集団特性対応型の食の自律支援事業も担当する）、地域住民の健康増進及び疾病予防・治療に貢献しようとするものである。地域住民の健康維持、増進に直接寄与するものを主たる対象とする。

対 象 県民  
依 頼 元 業務依頼主  
財 源 本会会費、受託料  
実 績 個別相談事業：15回実施、対象者 225人  
集団相談指導：17回実施、対象者 272人

### 1-2 無料職業紹介事業

事業の趣旨 管理栄養士・栄養士を雇用したい企業等に対し職を求めている管理栄養士・栄養士を紹介するマッチング事業（会員以外も含む）管理栄養士・栄養士の雇用支援。

実 績 求人依頼 27件、求職登録 0件

### 1-3 自立支援型地域ケア会議に係る専門職派遣事業

事業の趣旨 市町村の自立支援型地域ケア会議で現地支援を行う管理栄養士を紹介することにより、市町村における自立支援型地域ケア会議の実施を支援する。

対 象 管理栄養士（会員）  
依 頼 元 市町村 39市町村  
実 績 158回派遣

### 1-4 後期高齢者医療低栄養・過体重予防事業

事業の趣旨 低栄養・過体重傾向にある後期高齢者を対象に、生活習慣改善指導及び栄養相談（訪問・来所・電話）を行い、生活習慣の改善により栄養改善を図り、健康の増進と心身機能の低下を予防する。また、研修会や事例検討会を開催することにより栄養相談技術の向上を図る。

対 象 後期高齢者  
委 託 元 福島県後期高齢者医療広域連合  
財 源 受託料  
実 績 健康調査事業：対象者 低栄養 64人・過体重 45人 計 109人  
訪問栄養相談：低体重 対象者 64人 栄養相談 2回  
：過体重 対象者 45人 栄養相談 4回

### 1-5 高齢者の健康料理教室講師派遣事業

事業の要旨 高齢者の健康維持増進のため必要とされている食の知識や技術を身につけ、元気な高齢者地域や家庭で広く活躍する契機とすることを目的に実施する

対 象 老人クラブ会員、市町村老人クラブ連合会役員・事務担当者及び60歳以上の県内在住者、高齢者の食に関する支援活動（非営利活動に限る）を行う県内在住者  
委 託 元 公益財団法人福島県老人クラブ連合会  
実 績 6回実施 参加者 178人

### 1-6 福島放送 料理コーナー事業

事業の要旨 健康に良い、食品ロスがでない、手軽にできる料理を、テレビ放送で紹介することにより、県民の栄養・食生活改善及び健康づくりに貢献することを目的とする。

対 象 県民

委託元 福島放送  
実績 福島放送の番組を通して、減塩等の健康料理を紹介した 24回

### 1-7 イベント協力の栄養相談（栄養指導）事業

事業の趣旨 県民が多く集まる機会(イベント)において栄養指導・食事指導を行い、県民の食の自律を図る。

対象 県民

財源 本会会費

実績 (1) 会津中央乳業「ぺこ乳マルシェ」食育ブース参加  
開催日 2023年6月18日(金)  
会場 会津中央乳業会津牧場  
内容 会津中央乳業主催「ぺこ乳マルシェ」において会津保健福祉事務所と共同で食育イベントと本会PR活動を実施 参加者数 200人

(2) 「健康・福祉フェスティバル郡山2023年」参加  
開催日 2023年10月29日(日)  
会場 ビックパレットふくしま  
内容 食育に関するチラシ配り、野菜のクイズ、果物クイズ、栄養相談 参加者数 190人

(3) 令和5年度会津若松市「健康まつり」福島県栄養士会ブース参加  
開催日 2023年10月29日(日)  
会場 会津若松市民センター  
内容 会津若松市健康まつりにおいて、来場した市民への栄養の重要性について啓蒙活動及び本会PRを実施 参加者数 207人

(4) 栄養の日  
開催日 2023年8月5日(土)  
会場 こむこむ  
内容 栄養士のお仕事体験 参加者数 53人

(5) にほんまつ食育フェスタ  
開催日 2023年12月3日(日)  
会場 二本松市安達公民館  
内容 健康・栄養情報提供 参加者数 86人

(6) いきいき健康づくりフォーラム in 二本松  
開催日 2023年12月10日(日)  
会場 二本松市安達公民館・安達ホール  
内容 ブース展示 参加者数 183人

## 2 集団特性対応型の食の自律支援事業

県民の総体その他の不特定多数の者の集団的特性を踏まえ、県民の健全な食生活を自律的に営む力を育むために、管理栄養士・栄養士の専門科学上及び実務上の知見を生かして支援を行う事業である。

### 2-1 ふくしま“食の基本”推進事業

事業の趣旨 東日本大震災により悪化した健康指標の改善に向け、ライフステージに応じた生活習慣病対策が急務となっているが、原発事故による避難先がまだ広域にわたることなどから、栄養・食生活支援体制の不足が課題であり、浜通りを中心に県内全域で健康指標のさらなる悪化が懸念される。そこで、地域(市町村や保育・教育・保健・医療・福祉・職域等)における栄養・食生活支援活動に管理栄養士や栄養士を派遣し、活動の充実を図ることを目的とする。

対象 未定  
委託元 福島県  
財源 受託料



実績 管理栄養士・栄養士派遣による栄養・食生活支援活動  
個別相談指導：25回実施 対象者 276人  
集団相談指導：65回実施 対象者 1,239人

## 2-2 ファイブ・ア・デイ事業

事業の趣旨 児童や園児が、基礎学習（座学）とスーパーマーケットで実物の食材に触れて学ぶ参加型体験食育教室を通して、野菜・果物摂取の大切さやバランスのよい食生活について学ぶ。学校等教育機関との連携事業。

対象 県民一般(主として小学生・幼児)  
委託元 一般社団法人ファイブ・ア・デイ協会  
財源 受託料  
実績 12回実施 参加者 271人

## 3 栄養情報コミュニケーション事業

栄養改善や健康の保持増進に資する正しくわかりやすい食と栄養・健康に関する情報を発信して、県民と豊かなコミュニケーションを行う。

### 3-1 健康栄養訴求媒体の貸し出し事業

健康と栄養に関する知識・情報等を訴求するパネル等を作成し、これを貸し出す事業である。

### 3-2 ホームページの設営及び栄養ふくしまの発行

- (1) ホームページ(<http://www.fukushima-eiyoushikai.or.jp/>)の運営  
ホームページを活用し、健康・栄養に関する重要な情報を県民に発信した。
- (2) 栄養ふくしま  
「栄養ふくしま 69号」を発行し、健康栄養に関する情報、管理栄養士・栄養士の活動を県民に発信した。

### 3-3 マスメディア等を活用した栄養情報発信

- 新聞、テレビ、ラジオ等を通して、広く県民に健康と栄養に関する知識・情報を提供した。
- (1) 新聞等記事掲載（福島民報社3回、福島民友新聞社2回、リビング新聞社1回、栄養の日の広報1回）
  - (2) コンテスト等審査 1回（牛乳普及協会）

## IV 食環境整備事業

### 公4 県民の健康を育む食環境の整備を行う事業

県民の健全な食生活の形成に寄与しうる地域社会の諸資源(人と物と仕組み)を有機的に結び付け、その機能を改善・活性化させることにより、望ましい食環境の整備を図る事業である(食環境整備事業)。(1)栄養・食生活の改善を支援する保健、医療、福祉及び教育等の分野の各職種や有識者、自治体等の連携・協働関係の構築、(2)地域社会における栄養・食生活の改善活動の担い手の顕彰、(3)適正な食生活を応援する公共又は民間の諸制度の運用改善の取り組みなどの柱からなる。これは県民の健全な食生活を支える地域社会づくりの事業でもある。

これらの事業は、いずれも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公4の事業を構成するものである。

### 1 連携・協働関係の構築事業

#### 1-1 地域連携組織の拡充事業

事業の趣旨 地域住民の健全な食生活を支える食環境を整備するため、これに資する地域基盤の各種委員

会や協議会に参画し、その連携と活動の強化に寄与する。もって、健康な地域社会づくりを行い、公衆衛生の向上に寄与する。

対 象	県民
財 源	本会会費
実 績	各種委員会に出席し、計画策定及び事業運営等に参画した。

## 2 顕彰事業

事業の趣旨	栄養改善のために顕著な功績のある者を顕彰する。
対 象	県民のうち管理栄養士・栄養士(会員・非会員を問わない)、その他栄養改善のために顕著な功績のある者。
財 源	本会会費
実 績	2023 年度（公社）福島県栄養士会会長表彰：8 名 2023 年度（第 11 回）定時総会で表彰した。

## 3 県民の健全な食生活を支援する制度の整備

県民の健全な食生活を支援する制度の整備をとおして県民の健全な食生活を支援する。

### 3-1 県民の健全な食生活を支援する制度の整備事業

事業の趣旨	管理栄養士・栄養士の専門性を生かして、各種制度の立案・形成や運用、改善などに関わることにより県民の健全な食生活を支援する制度の整備を図る。
対 象	県民
財 源	本会会費
実 績	各種関係委員会に出席し、計画策定及び事業運営等に参画し、県民の健全な食生活を支援する制度の整備を図った。

### 3-2 地域拠点となる栄養ケア・ステーションの整備事業

事業の趣旨	地域の特性を活かして県民の健康づくりを支援するために、地域基盤の栄養ケア・ステーションの設置・整備を図る。 認定栄養ケア・ステーション：3 月 31 日現在 7 拠点（うち機能強化型認定・栄養ケア・ステーション 1 拠点）
-------	--

## 〔Ⅲ〕 本会の運営にかかる取り組み

### 1 組織拡充と財政基盤の強化に向けた取り組み

公益目的事業を旺盛に展開して会員・非会員の事業参加を促し、事業参画する中で本会の必要性を実感してもらうなど、活動の活性化を図った。

また、新規会員および賛助会員の獲得に取り組み、会員の拡充及び賛助会員の確保による収入の増加を図り、財政基盤の強化に努めた。

(公社) 福島県栄養士会 2023年度収支決算報告書

【議案の趣旨】

2023年度収支決算書について、下記のとおり報告する

記

貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
流 動 資 産			
現金預金	24,719,301	23,026,261	1,693,040
普通預金	22,099,301	20,406,261	1,693,040
定期預金	2,620,000	2,620,000	
未収入金	788,691	588,129	200,562
前払費用	26,000	13,000	13,000
流動資産合計	25,533,992	23,627,390	1,906,602
固 定 資 産			
その他固定資産			
工具器具備品	191,724	113,831	77,893
敷	225,000	225,000	
その他固定資産合計	416,724	338,831	77,893
固定資産合計	416,724	338,831	77,893
資 産 合 計	25,950,716	23,966,221	1,984,495
II 負 債 の 部			
流 動 負 債			
未払費用	322,476		322,476
前払受取金	909,303	454,903	454,400
預り金	3,101,500	3,757,000	△655,500
流動負債合計	2,357,785	2,644,036	△286,251
固 定 負 債			
退職給付引当金	6,691,064	6,855,939	△164,875
固定負債合計	2,620,000	2,620,000	
負債合計	2,620,000	2,620,000	0
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	9,311,064	9,475,939	△164,875
III 正 味 財 産 の 部			
一 般 正 味 財 産			
正味財産合計	16,639,652	14,490,282	2,149,370
負債及び正味財産合計	16,639,652	14,490,282	2,149,370
	25,950,716	23,966,221	1,984,495

正味財産増減計算書

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

(単位： 円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
經常増減の部			
經常収益			
受取入金	50,000	52,000	△2,000
入金	50,000	52,000	△2,000
受取会費	5,925,000	5,935,000	△10,000
正会員会費	5,205,000	5,235,000	△30,000
賛助会員会費	720,000	700,000	20,000
事業収益	7,682,374	9,153,384	△1,471,010
栄養ケアステーション事業収入	3,183,150	3,344,361	△161,211
食の基本推進業務収入	4,177,524	5,428,523	△1,250,999
研修会事業収入	321,700	380,500	△58,800
雑収益	352,043	335,828	16,215
預金利息	93	78	15
雑収益	351,950	335,750	16,200
經常費用	14,009,417	15,476,212	△1,466,795
事業費用	9,913,408	12,378,271	△2,464,863
給法と手数料	2,674,884	2,697,635	△22,751
法定福利費	13,853	48,625	△34,772
旅交運搬費	430,910	419,699	11,211
交通運搬費	1,227,771	1,276,567	△48,796
減価償却費	18,496	18,496	0
消耗品費	117,597	132,275	△14,678
修繕費	416,443	456,511	△40,068
印刷製本費	93,445	442,120	△442,120
光熱水借料	169,000	100,045	△6,600
光熱水借料	915,552	202,089	△33,089
光熱水借料	667,694	991,848	△76,296
光熱水借料	24,600	502,700	△478,100
光熱水借料	24,600	20,268	4,332
光熱水借料	4,500	185,000	△180,500
光熱水借料	2,416,086	3,829,569	△1,413,483
光熱水借料	387,600	279,500	108,100
光熱水借料	334,977	793,820	△458,843
光熱水借料	1,946,639	2,196,164	△249,525
光熱水借料	147,106	132,465	14,641
光熱水借料	1,127	3,955	△2,828
光熱水借料	1,504	1,504	0
光熱水借料	688,676	432,940	255,736
光熱水借料	96,216	76,199	20,017
光熱水借料	307	307	0
光熱水借料	513,567	986,989	△473,422
光熱水借料	13,743	35,952	△35,952
光熱水借料	74,448	16,433	△2,690
光熱水借料	54,294	80,652	△6,204
光熱水借料	21,500	40,878	△13,416
光熱水借料	21,500	112,300	△90,800
光熱水借料	321,070	230,120	90,950
光熱水借料	2,250	1,800	450
光熱水借料	10,831	45,481	△34,650
光熱水借料	11,860,047	14,574,435	△2,714,388
光熱水借料	2,149,370	901,777	1,247,593
光熱水借料	0	0	0
評価損益等調整前当期經常増減額			
評価損益等調整			
評価損益等調整			

## 正味財産増減計算書

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

(単位： 円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
当期経常増減額	2,149,370	901,777	1,247,593
経常増減の部			
経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	2,149,370	901,777	1,247,593
一般正味財産期首残高	14,490,282	13,588,505	901,777
一般正味財産期末残高	16,639,652	14,490,282	2,149,370
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	16,639,652	14,490,282	2,149,370

## 財務諸表に対する注記

### 1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は存在しない。

### 2. 重要な会計方針

#### (1) 会計方針

「公益法人会計基準」（平成20年12月1日 内閣府公益認定等委員会）を採用している。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法によっている。

無形固定資産 定額法によっている。

#### (3) 引当金の計上基準

退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づいて計上している。

#### (4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 3. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
工具器具備品	724,900	533,176	191,724
ソフトウェア	183,600	183,600	0
合 計	908,500	716,776	191,724

### 4. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 減価償却累計額

工具器具備品 533,176円

ソフトウェア 183,600円

### 5. その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状況を明らかにするために必要な事項

#### (1) 引当金の明細

退職給付引当金

期首残高 2,620,000円

期中増加 0円

期末残高 2,620,000円

## 附属明細書

### 1. 引当金の明細

引当金の明細については、「財務諸表に対する注記」に記載しているので、内容については省略している。

## 財 産 目 録

令和 6 年 3 月 31 日現在

(単位: 円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
<b>(流動資産)</b>			
現金	[ゆうちょ銀行] 郵便振替口座 02150-3-3745	運転資金として	10,637,460
普通預金	郵便貯金 5734361	運転資金として	3,016,403
	[東邦殖産山営業部] (普) 1359745	運転資金として	1,143,404
	(普) 1918370	運転資金として	1,816,789
	(普) 2315186	運転資金として	2,593,031
	(普) 2316034	運転資金として	2,892,209
	(普) 2331327	運転資金として	2
	(普) 2347215	運転資金として	3
定期預金	[東邦殖産山営業部] 206301001	基盤整備基金として	2,620,000
未収入金	後期高齢者医療広域 桑折町老人クラブ 連合	医療低栄養・過体重予防事業 料理教室報償費	731,655 31,036
前払費用	福島放送 葛尾村 日本共済株	報償費 乳幼児健診・栄養指導 借家人賠償保険 (R6.4.1-R6.4.1)	20,000 6,000 26,000
<b>流動資産合計</b>			<b>25,533,992</b>
<b>(固定資産)</b>			
<b>その他固定資産</b>			
工具器具備品	PC3台他	(共用財産) うち公益目的保有財産 3台 うち管理運営目的保有財産 他	3 191,721
敷金	[有)アイゼン]	太健ビル105号室敷金	225,000
<b>固定資産合計</b>			<b>416,724</b>
<b>資産合計</b>			<b>25,950,716</b>
<b>(流動負債)</b>			
未払費用	福島県 郡山税務署 株式会社洋行 他	食の基本推進支援業務過入金 未払消費税等 事務用品等 交通費等	322,476 387,400 205,163 316,740
前受金	会員会費等 賛助会員会費等	次年度会費、新入会費 次年度会費、広告費	2,626,500 475,000
預り金	日栄会費 源泉所得税(給与) 源泉所得税(報酬) 雇用保険料	次年度分 350名×06,500 令和6年3月分 令和6年12月～令和6年3月分 令和6年7月～令和6年3月分	2,275,000 4,830 65,987 11,968
<b>流動負債合計</b>			<b>6,691,064</b>
<b>(固定負債)</b>			
退職給付引当金			2,620,000
<b>固定負債合計</b>			<b>2,620,000</b>
<b>負債合計</b>			<b>9,311,064</b>
<b>正味財産</b>			<b>16,639,652</b>



# 正味財産増減計算書内訳表

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

(単位: 円)

科目	公益目的事業会計						法人会計	合計
	公益1	公益2	公益3	公益4	公益共通	公益計		
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
受取入会金					25,000	25,000	25,000	50,000
入会金収入					25,000	25,000	25,000	50,000
受取会費					2,962,500	2,962,500	2,962,500	5,925,000
正会員会費収入					2,602,500	2,602,500	2,602,500	5,205,000
賛助会員会費収入					360,000	360,000	360,000	720,000
事業収益	58,500	263,200	7,360,674			7,682,374		7,682,374
栄養ケアステーション事業収入			3,183,150			3,183,150		3,183,150
食の基本推進業務収入			4,177,524			4,177,524		4,177,524
研修会事業収入	58,500	263,200				321,700		321,700
雑収益		240,000			46	240,046	111,997	352,043
預金利息					46	46	47	93
雑収入		240,000				240,000	111,950	351,950
経常収益計	58,500	503,200	7,360,674		2,987,546	10,909,920	3,099,497	14,009,417
(2) 経常費用								
事業費	4,540	497,961	9,355,503	55,404		9,913,408		9,913,408
給与手当(事業)	586	107,590	2,562,601	4,107		2,674,884		2,674,884
法定福利費(事業)	4	823	12,995	31		13,853		13,853
旅費交通費(事業)		2,600	428,310			430,910		430,910
通信運搬費(事業)	383	70,370	1,154,332	2,686		1,227,771		1,227,771
交際費(事業)	6	1,100	17,348	42		18,496		18,496
減価償却費(事業)	1	224	117,364	8		117,597		117,597
消耗品費(事業)			416,443			416,443		416,443
印刷製本費(事業)		93,445				93,445		93,445
光熱水料費(事業)	54	10,050	158,513	383		169,000		169,000
賃借料(事業)	297	54,450	858,726	2,079		915,552		915,552
リース料(事業)	216	39,709	626,253	1,516		667,694		667,694
会場費(事業)		12,080	12,520			24,600		24,600
保険料(事業)			4,500			4,500		4,500
諸謝金(事業)		60,000	2,356,086			2,416,086		2,416,086
租税公課(事業)	2,950	13,270	371,380			387,600		387,600
雑費(事業)	43	32,250	258,132	44,552		334,977		334,977
管理費							1,946,639	1,946,639
給与手当							147,106	147,106
法定福利費							1,127	1,127
交際費							1,504	1,504
旅費交通費							688,676	688,676
通信運搬費							96,216	96,216
減価償却費							307	307
消耗品費							513,567	513,567
光熱水料費							13,743	13,743
賃借料							74,448	74,448
リース料							54,294	54,294
保険料							21,500	21,500
諸謝金							321,070	321,070
租税公課							2,250	2,250
雑費							10,831	10,831
経常費用計	4,540	497,961	9,355,503	55,404		9,913,408	1,946,639	11,860,047
評価損益等調整前当期経常増減額	53,960	5,239	-1,994,829	-55,404	2,987,546	996,512	1,152,858	2,149,370
評価損益等計								
当期経常増減額	53,960	5,239	-1,994,829	-55,404	2,987,546	996,512	1,152,858	2,149,370
2. 経常外増減の部								
(1) 経常外収益								
経常外収益計								
(2) 経常外費用								
経常外費用計								
当期経常外増減額								
当期一般正味財産増減額	53,960	5,239	-1,994,829	-55,404	2,987,546	996,512	1,152,858	2,149,370
一般正味財産期首残高	-45,310	-1,387,968	-10,802,151	-447,091	12,350,742	-331,778	14,822,060	14,490,282
一般正味財産期末残高	8,650	-1,382,729	-12,796,980	-502,495	15,338,288	664,734	15,974,918	16,639,652
II 指定正味財産増減の部								
当期指定正味財産増減額								
指定正味財産期首残高								
指定正味財産期末残高								
III 正味財産期末残高	8,650	-1,382,729	-12,796,980	-502,495	15,338,288	664,734	15,974,918	16,639,652

## 監 査 報 告

定款第 26 条の規定により、2023 年度の事業報告及び決算内容について、会計帳簿及び諸帳簿表等を監査しましたところ、適正に処理されており正確であることを認めます。

2024 年 4 月 23 日

監事 田口 美智子 

監事 大滝 美雪 

## 2024年度 事業計画

### 〔I〕2024年度事業の方針

本会は、一人ひとりの命の食の営みに寄り添う豊かな人間性と確かな専門技能を身につけ、郷土を愛しその復興に献身する管理栄養士・栄養士が集い、その連帯の力で、管理栄養士・栄養士の育成、県民の健康増進及び疾病予防のための食・栄養の専門的支援、食環境整備及び無料職業紹介所に関する事業を推し進める。

2024年度は、これまでの実績をもとに、これを一層発展させて以下六項目を重点として取り組むこととする。

- ・県及び市町村で行う「健康日本21（第三次）」施策等への主体的で積極的な参画
- ・東日本災害にかかる被災者支援、復興支援の活動の展開
- ・地域医療、在宅の医療・療養・介護における栄養管理・栄養ケアを担う人材の育成
- ・健康増進法に基づく情報の提供
- ・食育活動の推進
- ・公益目的事業をとおしての組織強化・会員拡大

### 〔II〕2024年度事業内容

#### 1. 公益目的事業

〔管理栄養士・栄養士の育成、県民の健康増進及び疾病予防のための食・栄養の専門的支援、食環境整備〕  
及び無料職業紹介所に関する事業

#### 《事業目的及び事業内容》

##### 1 食と栄養の科学及び実用技術を進行させる事業（食・栄養科学振興事業）

県民の食・栄養と健康に関する調査・研究や技術開発などに取り組むものである。県民の健康と栄養の実態、栄養指導と食事療法に関する事例や症例などを対象とした調査及び資料の収集を行い、栄養指導と食事療法に関する研究及び技術開発などを行う。この研究及び技術開発には、食と栄養の科学の見地から、郷土の食文化を発展的に将来に伝えること、及び、県産の食材を生かした料理レシピや献立を創作することも含まれる。

以上より、県民の健康を護る食と栄養の総合的かつ実践的な科学及び技術の振興を図る。

##### 1-1 健康・栄養の実態等に関する調査事業

事業の趣旨 県民の健康と栄養の実態の調査及び資料の収集を行うものである。

対 象 県民、管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）、関連職種、関連研究者

財 源 本会会費

##### 1-2 栄養指導と食事療法に関する事例や症例等に関する調査研究事業

事業の趣旨 栄養指導と食事療法に関する事例や症例の調査研究を行うものである。

対 象 県民、管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）、関連職種、関連研究者

財 源 本会会費

##### 1-3 福島県栄養士会研究発表会

事業の趣旨 管理栄養士・栄養士が一堂に会し、調査研究を発表する。

対 象 県民、管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）、関連職種、関連研究者

財 源 本会会費、参加料

- 2 豊かな人間性と確かな専門技能を身につけ、郷土を愛しその復興に献身する管理栄養士・栄養士を育成する事業（食・栄養改善人材育成事業）

県民がより専門的な栄養指導及び食・栄養支援をより身近に受けることができるように、一人ひとりの命の食の営みに寄り添う豊かな人間性と確かな専門技能を身につけ、郷土を愛しその復興に献身する管理栄養士・栄養士を育成するための各種の研修等に取り組む。その方法は、管理栄養士・栄養士一人ひとりのキャリア支援を目的とした生涯教育制度を運営するとともに、管理栄養士・栄養士が行う栄養指導及び食・栄養支援の質を高めるための各種研修会を開催する。

### 2-1 生涯教育制度運営事業

事業の趣旨 （公社）日本栄養士会の生涯教育研修会を企画・運営する。

対 象 県民、管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）、関連職種

財 源 本会会費、受講料

### 2-2 （公社）福島県栄養士会研修会

事業の趣旨 栄養指導及び食・栄養支援の専門技能の向上を図ることを目的とした研修会を、本会、支部、協議会等で企画・運営する。

対 象 県民、管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）、関連職種

財 源 本会会費、受講料

- 3 県民が健全で豊かな食生活を行う力を身につけることができるよう支援する事業（食生活自律支援事業）

県民の健全な食生活・食事摂取を自律的に営む力を育むために、栄養指導・食事療法・食育の理論と技術を生かして支援する。その方法は、食・栄養の専門職である管理栄養士・栄養士が栄養ケア活動を提供する拠点である栄養ケア・ステーションの運営を通して、地域の方々、自治体、健康保険組合、民間企業、関係団体等の要望に応じた食・栄養支援サービスを提供することにより行う。また、イベント、市民公開講座及びホームページ等を活用して、広く県民に対し、食生活の質の向上、食事を含む生活習慣の見直しと改善に役立つ知識や知恵、実用技術の普及するなどにより行う。管理栄養士・栄養士を雇用したい企業等に対し職を求めている管理栄養士・栄養士を紹介するマッチング事業（会員以外も含む：無料職業紹介所事業）を行う。

### 3-1 栄養ケア・ステーション事業

事業の趣旨 管理栄養士・栄養士の栄養ケア活動を提供する拠点である栄養ケア・ステーションにおいて、県民及び関係機関・団体等からの要望に応じた、食・栄養支援活動を行う。

対 象 県民等

依 頼 元 業務依頼主

財 源 本会会費、受託料

### 3-2 災害時の栄養・食生活支援に関する事業

事業の趣旨 災害支援を行うための体制整備の構築とスキルの獲得を図り、災害発生時に迅速に栄養・食生活支援を行う。

対 象 会員

財 源 本会会費

### 3-3 栄養の日・栄養週間に関する事業（市民公開講座）

事業の趣旨 栄養の日・栄養週間に、広く県民に対し、食生活の質の向上、食事を含む生活習慣の見直しと

改善に役立つ知識や知恵、実用技術の普及し、県民の食の自律を図る。

対 象 県民  
財 源 本会会費

#### 3-4 イベント協力の栄養相談（栄養指導）事業

事業の趣旨 県民が多く集まる機会（イベント）において栄養・食事指導を行い、県民の食の自律を図る。

対 象 県民  
財 源 本会会費

#### 3-5 ホームページの設営及び「栄養ふくしま」の発行

事業の趣旨 ホームページ及び「栄養ふくしま」を活用し、健康・栄養に関する情報や管理栄養士・栄養士の活動を広く発信する。

対 象 会員、県民  
財 源 本会会費

#### 3-6 無料職業紹介事業

事業の趣旨 管理栄養士・栄養士を雇用したい企業等に対し職を求めている管理栄養士・栄養士を紹介するマッチング（会員以外も含む）を行う。

対 象 求職者、求人企業等  
財 源 本会会費

### 4 県民の健康を育む食環境の整備を行う事業（食環境整備事業）

県民の健全な食生活の形成に寄与しうる地域社会の諸資源（人と物と仕組み）と有機的に結びつき、その機能を改善・活性化させることにより望ましい食環境の整備を図り、県民の健全な食生活を支える地域社会づくりに寄与する。

#### 4-1 地域連携組織の拡充事業

事業の趣旨 地域住民の健全な食生活を支える食環境を整備するため、これに資する地域の各種委員会や協議会に参画し、その連携と活動の強化に寄与する。もって、健康な地域社会づくりを行い、公衆衛生の向上に寄与する。

財 源 本会会費

（関係機関・関係団体） 健康長寿ふくしま会議、食の安全・安心福島推進連絡会議、健康ふくしま21推進協議会、日本公衆衛生協会福島県支部、福島県介護予防市町村支援委員会、福島県医師会、福島県看護協会、福島県歯科医師会、福島県歯科保健対策協議会、福島県病院給食研究会連合会、福島県社会福祉協議会、福島NSTフォーラム、福島公衆衛生協会、郡山公衆衛生協会、福島県女性団体連絡協議会、チャレンジふくしま県民運動推進協議会、在宅医療推進協議会

#### 4-2 顕彰事業

事業の趣旨 栄養改善のために顕著な功績のある者を顕彰し、もって、後進の励みと活動目標とする。

対 象 管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）、その他栄養改善に顕著な功績のある者  
財 源 本会会費

#### 4-3 県民の健全な食生活を支援する制度の整備事業

事業の趣旨 管理栄養士・栄養士の専門性を生かして、各種制度の立案・形成や運用、改善などに関わることにより県民の健全な食生活を支援する制度の整備を図る。

財 源 本会会費

## 2. 本会の運営にかかる取り組み

### 1 組織拡充と財政基盤の強化に向けた取り組み

公益目的事業を旺盛に展開して会員・非会員の事業参加を促進する中で、本会の必要性を実感してもらい、既存会員の活性化と新規会員の獲得を図る。会員の拡充及び賛助会員の確保による収入の増加と経費の節減により、本会の財政基盤の強化に努める。

# 2024年度収支予算書

2024年 4月 1日から2025年 3月31日まで

公益社団法人 福島県栄養士会

(単位:円)

科 目	公 益	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費収入			
入会金収入	15,000	15,000	30,000
正会員会費収入	2,625,000	2,625,000	5,250,000
賛助会員会費収入	370,000	370,000	740,000
事業収入			
栄養ケアステーション事業収入	7,500,000		7,500,000
日栄共同研修会事業他収入			
研修会事業収入	350,000		350,000
受取利息		80	80
雑収入	250,000	85,000	335,000
経常収益合計	11,110,000	3,095,080	14,205,080
(2) 経常費用			
事業費			
給与手当	2,590,140		2,590,140
法定福利費	11,984		11,984
会議費	8,000		8,000
旅費交通費	372,600		372,600
通信運搬費	1,180,716		1,180,716
消耗品費	1,483,525		1,483,525
印刷製本費	100,045		100,045
光熱水料費	184,778		184,778
賃借料	792,000		792,000
会場費	16,200		16,200
保険料	162,000		162,000
諸謝金	3,385,800		3,385,800
リース料	674,736		674,736
租税公課	243,000		243,000
雑費	388,036		388,036
事業費合計	11,593,560		11,593,560
管理費			
給与手当		410,611	410,611
法定福利費		2,996	2,996
会議費		2,000	2,000
旅費交通費		610,946	610,946
通信運搬費		220,254	220,254
消耗品費		269,632	269,632
印刷製本代		300,000	300,000
光熱水料費		46,195	46,195
賃借料		198,000	198,000
保険料		21,500	21,500
諸謝金		245,120	245,120
リース料		168,684	168,684
租税公課		600	600
雑費		44,359	44,359
管理費合計		2,540,897	2,540,897
経常費用合計	11,593,560	2,540,897	14,134,457
評価損益等調整前当期経常増減額			
基本財産評価損益等			
特定資産評価損益等			
投資有価証券評価損益等			
当期経常増減額	-483,560	554,183	70,623
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益合計			
(2) 経常外費用			
経常外費用合計			
一般正味財産増減額	-483,560	554,183	70,623
一般正味財産期首残高			11,425,604
一般正味財産期末残高			11,496,227
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等			
一般正味財産への振替額			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
III 正味財産期末残高			11,496,227

# 公益社団法人 福島県栄養士会定款

制定施行 平成 25 年 4 月 1 日  
一部改正 平成 29 年 6 月 17 日  
一部改正 令和 3 年 6 月 12 日  
一部改正 令和 6 年 6 月 15 日

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人福島県栄養士会(以下、「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福島県郡山市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、管理栄養士・栄養士が組織し、食の営みを通して健やかによりよく生きるという人々の願いに応えることを職責とする事業を行い、栄養・食事指導にかかる科学と技術に立脚しながら、食と栄養の専門的な支援を通して県民の健康増進と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食と栄養の総合的かつ実践的な科学及び技術の振興を図る事業
- (2) 県民の健康づくりに貢献する管理栄養士・栄養士を育成する事業
- (3) 県民の健康増進及び疾病の予防に資する事業
- (4) 県民の食環境の整備を図る事業
- (5) 無料職業紹介所に関する事業
- (6) その他目的達成に必要な事業

2 前項の事業は、福島県内において行うものとする。

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規 律)

第6条 本会は、法令及び定款に従って公正かつ適正に事業を運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持及び向上に努めるものとする。

## 第3章 会 員

(本会の構成員)

第7条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以



下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 栄養士法(昭和22年法律第245号)第2条の規定の管理栄養士、栄養士の資格を有し、本会の目的に賛同した者
- (2) 名誉会員 本会に特別の功労があった者又は学識経験者であつて、理事会の推薦により総会の承認を得た者
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助する個人又は団体であつて、理事会の承認を得た者  
(会員資格の取得)

第8条 本会の会員(ただし、前条第1項第2号の名誉会員を除く。)にならうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、毎年総会において別に定める額の会費を支払わなければならない。

- 2 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員又は賛助会員になったときは入会金を支払わなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 当該会員が死亡し、団体においては解散したとき
- (3) 管理栄養士、栄養士の免許を取り消されたとき
- (4) 会費の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (5) 除名されたとき。

(退 会)

第11条 正会員及び賛助会員は、任意に退会することができる。

(除 名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款または規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他正当な事由があるとき

- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

## 第4章 総 会

(構 成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

3 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 貸借対照表及び損益計算書並びに財産目録の承認
- (6) 入会の基準並びに会費等及び賛助会費の金額
- (7) 会員の除名
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他、法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第16条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

(招 集)

第17条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、すみやかに総会を招集しなければならない。

(議 長)

第18条 総会の議長は、当該総会、総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第19条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第20条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 第1項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の過半数が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第 21 条 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

2 会員が書面によって議決権を行使することができる旨を定めて総会の招集の通知が行われ、同通知の際に議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び議決権を行使するための書面の交付を受けた会員は、必要な事項を記載した同書面を、理事会が法令に従い定めた特定の時又は総会の日時の直前の業務時間の終了時まで本会に提出して議決権を行使することができる。

3 前項の規定に基づき書面によって行使した議決権の数は、前条における出席した会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役員等

(役員の種類及び定数)

第 23 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 12 名以上 20 名以内

(2) 監事 2 名

2 理事のうち、1 名を会長とし、2 名を副会長、3 名を常務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

4 第 2 項の常務理事をもって、一般社団・財団法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議により定める。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 監事の全部又は一部は、会員外の有識者とすることができる。

(理事の職務・権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、本会の業務を会長、副会長と分担して執行する。

5 会長、副会長及び常務理事は、4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第 26 条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び職員（本会が雇用している者）に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると求めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第 27 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定例総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 23 条に定めた定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 28 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 29 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で総会において別に定める報酬等支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(名誉会長及び顧問)

第 30 条 本会に、名誉会長 1 名、顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長は会長経験者から、顧問は有識者の中から、理事会の決議によって委嘱する。

3 名誉会長及び顧問は、次の職務を行う。

(1) 名誉会長は、本会の重要な事項について会長の諮問に応じる。

(2) 顧問は、本会の重要な事項について会長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べる。ただし、議決に加わることはできない。

4 名誉会長及び顧問の任期は、役員のものに準ずる。ただし、再任を妨げない。

5 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。

(事業アドバイザー)

第 31 条 本会に、若干名事業アドバイザーを置くことができる。

2 事業アドバイザーは、理事会の決議によって委嘱する。

3 事業アドバイザーは、本会及び会員の依頼に応じ、指導・助言を行う。

## 第 6 章 理 事 会

(構成)

第 32 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会で定められた順序により副会長が理事会を招集する。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 会長及び副会長並びに議事録署名人に選任された理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 職域協議会及び支部

(職域協議会)

第 37 条 本会に、職域ごとの専門性を生かした目的事業を推進するため、別に定める職域ごとに協議会を置く。

2 職域協議会の設置及び運営に関する規定は、理事会で定める。

3 職域協議会は、理事会から諮問された職域に関する事業に関する事項について協議し、必要に応じて意見を述べるほか、理事会が承認した事業を行う。

(支 部)

第 38 条 本会に、地域の特性に応じた目的事業を実施するため、別に定める地域ごとに支部を置く。

2 支部の設置及び運営に関する規定は、理事会で定める。

3 支部は、理事会から諮問された地域に関する事項について協議し、必要に応じて意見を述べるほか、理事会が承認した事業を行う。

## 第 8 章 事 務 局

(事務局)

第 39 条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局に職員を置く。

3 職員の任免は会長が行い、その指示により事務に従事する。

4 事務局の組織及び内部管理に関し必要な事項は、理事会がこれを定める。

## 第 9 章 資 産 及 び 会 計

(基本財産)

第 40 条 第 4 条の事業を行うために理事会で定めた基本財産については、その適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、決議に加わることのできる理事の 3 分の 2 以上の決議を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本財産管理規定によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 本会の事業計画及び収支予算等は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経た上で、次の年度の定時総会にてその内容を報告し、これの承認を得る。また、これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第 1 項に規定する書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項各号に規定する書類は、当該事業年度経過後 3 か月以内に行政庁に提出しなければならない。

4 第 1 項の書類の他、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 役員の名簿

(3) 役員報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類(公益目的取得財産残額の算定)

第 43 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下認定法という。)施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 4 項第 4 号の書類に記載するものとする。

## 第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 45 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第 46 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 47 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 本会の公告は、電子公告により行う。

## 第 12 章 雑 則

(委 任)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 号第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は、会長 中村啓子、副会長 齋藤マサエ、副会長 三森美智子とする。
- 3 一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

会員各位

(公社) 福島県栄養士会長

### 会員情報確認と更新のお願い

栄養士の会員管理が(公社)日本栄養士の業務支援システムにより管理されるようになり、数年が経ちました。また、社会のIT化が進み、研修会や会議はWeb、会員への連絡手段はメールを使うことがメインとなってきておりますので、日本栄養士の業務支援システムには、正確な情報登録が必要です。

そこで、会員の皆さまには、まず、(公社)日本栄養士のホームページのマイページに登録されている会員情報の確認と更新をお願いいたします。

また、可能な限りメールでの情報提供を受け取るにチェックし、地域支部は該当支部になっているかご確認ください。地域支部の変更はマイページからはできませんので、変更する場合は、事務局までご連絡ください。

ご不明な点がございましたら、事務局にお問い合わせください。

### 記

#### 【会員情報確認と更新の方法】

- ① 日本栄養士会 HP (<https://www.dietitian.or.jp/>) を開き、右上の「ログイン」をクリックする。
- ② ログイン画面が出ますので、会員番号とパスワードを入力し「ログイン」をクリックすると、ご自分のマイページに入れます(下図)。
  - ※ 登録内容を確認し、未更新内容について更新してください。
  - ※ メール配信登録確認・変更画面で、メールアドレスが間違っていないか確認し、間違っている場合は正しいメールアドレスを入力してください。また、可能な限り、メールでの情報提供を受け取るにチェックして下さるようお願いいたします。
- ③ 会員番号やパスワードを忘れた場合は、それぞれをクリックすると対処方法が出てきますので、指示に従って対処してください。





子育てや介護等で  
常勤で働くのは難しい方

地域での活動をメインに  
フリーランスとして  
働きたい方

退職後も地域に  
貢献したいという方



管理栄養士  
・栄養士として  
福島県と一緒に  
お仕事をしませんか？

# 栄養ケア・ステーション 募集！ 管理栄養士・栄養士

栄養の力で福島県民のみなさまの  
健康づくりを一緒に支援してみませんか！

## ○活動内容

- 食育活動や健康教室、講演会  
調理実習やセミナー講師など
- 健康・栄養に関するレシポ考案  
雑誌への寄稿やメディア出演など
- 福島県委託事業「令和6年度 管理栄養士・栄養士派遣による栄養・食生活支援業務」
- 栄養相談・特定保健指導  
健診結果後の栄養相談など
- その他食育支援活動  
イベントにおける栄養食生活支援など

様々な現場で  
経験が積める！

先輩栄養士さんと  
一緒にお仕事も！

## ○栄養ケア・ステーションの登録：（1年ごとの申請が必要です）

### ○登録条件

1. 福島県栄養士会の会員であること。
2. 生涯教育を受講していること。
3. 栄養士業務に関して1年以上の経験を有すること。

「人材登録カード」は、  
福島県栄養士会HP⇒栄養ケア・ステーション⇒人材登録カード  
管理栄養士免許又は栄養士免許のコピーを添えて申請してください。



公益社団法人 福島県栄養士会

〒963-8025 福島県郡山市桑野3丁目19番6号 太健ビル105号

TEL 024-939-1195 fax 024-939-1222 E-mail food-b@fukushima-eiyoushikai.or.jp (栄養ケア担当者)

福島県栄養士会の 2024 年度定時総会が開催されますこと、誠におめでとうございます。開催にあたりまして、お祝いの言葉を申し上げます。

本年は、約 3 年間にわたる新型コロナウイルスによる行動制約が撤廃され、「当たり前の正月」を迎え、喜びを感じておりましたが、それも束の間、元日の夕刻に能登半島地震が発生しました。能登半島地震でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様が一日も早く復興されること祈るばかりです。発生直後より日本栄養士会におきましては、災害対策本部を立ち上げ、賛助会員様の多大なるご協力を得て、全力で支援活動に取り組んでまいりましたが、3月31日をもって解散いたしました。支援活動にご協力いただきました管理栄養士・栄養士をはじめ医療・福祉関係者の皆様、貴会会員の皆様に感謝するとともに心より敬意を表します。今後も引き続き、貴会におかれましては、平時から地域の医療・福祉関係者との連携強化・綿密な対応への準備を通じ、災害時における機動的な対策の実施に寄与していただきますようお願いいたします。

昨年度は、東京栄養サミット 2021 のコミットメントの実現に向け、我が国の健康的で持続可能な食事の推進や健康長寿国家の建設に大きく貢献してきた日本の栄養改善活動とその成果である“Japan Nutrition”を世界に発信するとともに、世界の栄養不良の撲滅に向けて、本会では国際的な支援活動を本格的に始動いたしました。

一方わが国では、人生 100 年時代を迎える中で、誰もが長く元気に活躍できる社会の実現を目指して、保健・医療・福祉など様々な領域の栄養課題への対応を図ることが必要となっています。

昨年は、医療法に基づく医療機能情報提供制度において、「管理栄養士・栄養士」の医療職種としての明確化がなされました。また、令和 6 年度の診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の同時改定においては、栄養の重要性が評価され、栄養管理の更なる推進に向け、様々な見直しが行われました。さらに、各都道府県におきましても各分野の新たな計画が策定され、今年度よりスタートしておりますが、「健康日本 21（第三次）」では、全ての国民が健やかに生活できる持続可能な社会の実現に向けて、誰一人取り残さない実効性のある栄養政策の充実強化が求められています。また、地域における良質かつ適切な医療提供体制の確保に向けた「第 8 次医療計画」をはじめ、「がん対策推進基本計画」、「第 2 期循環器病対策推進基本計画」、「成育医療等基本方針を踏まえた計画」等の各計画においても様々な栄養問題に対応するための対策が掲載されています。

このようなことから、2024 年度は貴会におかれましても、地方自治体、産学官等と連携・協働を図り、保健・医療・福祉などの現場で管理栄養士・栄養士の活動が評価されますよう、ご尽力をお願い申し上げます。

全国の管理栄養士・栄養士は、栄養と食の専門職として、「栄養の力」ですべての国民が健やかに心豊かに幸せに生活できる持続可能な社会の実現に向け、最大限の努力をしていきましょう。

貴会会員の皆様におかれましては、ご自愛の上ご活躍のほど、お祈り申し上げます

2024 年 6 月 15 日

公益社団法人日本栄養士会 代表理事会長 中村 丁次

## 2024年度賛助会員名簿

2024.4月現在

	会社名	代表者名	郵便番号	住所	電話番号
1	福島ヤクルト販売株式会社	代表取締役社長 山田 雄太	960-8252	福島市御山字中川原116番地	024-535-8960
2	郡山ヤクルト販売株式会社	代表取締役 中原 雅夫	963-0107	郡山市安積二丁目200番地	024-945-8960
3	いわきヤクルト販売株式会社	代表取締役 勝田 裕之	971-8122	いわき市小名浜林城字向田2番地の1	0246-58-8960
4	会津ヤクルト販売株式会社	代表取締役 畑 英治	965-0064	会津若松市神指町大字黒川字湯川東177番地	0242-22-8960
5	信濃化学工業株式会社	代表取締役 小野大輔	381-0045	長野市桐原1丁目2-12	026-243-1115
6	福島県味噌醤油工業協同組合	代表理事 満田 盛護	969-1404	二本松市油井字北向206	0243-22-3121
7	丸和食品株式会社	代表取締役 漫田 浩之	963-0101	郡山市安積町日出山四丁目117番地	024-941-3430
8	株式会社ニッカネ 福島支店	代表取締役 金田 陽介	969-1301	安達郡大玉村大山字仲江246	0243-24-6888
9	株式会社ホームナース	代表取締役 小嶋 啓子	732-0052	広島市東区光町2丁目7-17-401	082-567-2020
10	長谷川化学工業株式会社	代表取締役 長谷川 寿一	276-0022	千葉県八千代市上高野1384-5	047-482-1001
11	紅食株式会社	栗原 敏郎	962-0053	須賀川市卸町12番地	0248-76-8121
12	味の素株式会社	東北支社長 土屋 由介	980-0011	仙台市青葉区上杉二丁目3番11号	022-227-3112
13	株式会社小田島アクティ福島営業所	所長 国分 和也	963-0115	郡山市南2丁目99番地	024-947-0637
14	東洋羽毛北部販売株式会社 福島営業所	所長 荒井 政志	963-8034	郡山市島2-42-9	024-933-2748
15	酪玉協同乳業株式会社	代表取締役 佐久間 博康	969-1104	本宮市荒井字下原14番地	024-951-7731
16	日清オイリオグループ株式会社 東北支店	東北支店長 木村 重之	980-0011	宮城県仙台市青葉区上杉1-17-7 仙台上杉ビル2F	022-266-1511
17	株式会社岩崎 福島営業所	所長 関塚 浩	963-8071	郡山市富久山町久保田字下河原151	024-943-4741
18	東北電力株式会社 福島支店	執行役員 福島支店長 日下部 達	963-8015	郡山市細沼町1番5号	050-7789-9658
19	SOMPOヘルスサポート株式会社	代表取締役社長 加納 昌明	101-0063	東京都千代田区神田淡路町1-2-3	03-5209-8910
20	株式会社 ダイゴ	代表取締役 五十嵐 正信	966-0096	喜多方市宇押切二丁目105番地	0241-27-7818
21	大塚製菓株式会社 仙台支店郡山出張所	所長 竹内寛治	963-8014	郡山市虎丸町16-3 郡山センタービル3階	0120-303-088
22	福島民友新聞株式会社	代表取締役社長 中川 俊哉	963-8013	郡山市神明町4-4ふくしまFMビル2F	024-922-4511
23	会津中央乳業株式会社	代表取締役 二瓶 孝也	969-6521	河沼郡会津坂下町大字金上字辰巳19-1	0242-83-2324
24	株式会社 にんべん	代表取締役社長 高津 伊兵衛	103-0022	東京都中央区日本橋室町一丁目5番5号室町ちばぎん三井ビルディング12F	048-261-2400
25	カゴメ株式会社 東北支店	支店長 神田 吉幸	980-0021	宮城県仙台市青葉区中央3-5-17 ミレーネT仙台ビル2階	022-208-7526
26	株式会社マルト商事	代表取締役社長 安島 浩	979-0195	いわき市勿来町窪田十条3番1	0246-65-3731
27	株式会社 福島リビング新聞社	代表取締役社長 手塚 健	960-8064	福島市御倉町1-5 FTVカルチャーセンター1階	024-524-0871
28	株式会社 榮楽館 ホテル華の湯	代表取締役 菅野 豊臣	963-1309	郡山市熱海町熱海5丁目8-60	024-984-2222
29	株式会社 リオン・ドールコーポレーション	代表取締役社長 小池 信介	965-0871	会津若松市栄町2-14 リオン・ドールガーデン6階	0242-26-2111
30	キッコーマン食品株式会社 郡山支店	郡山支店長 大橋 暢生	963-8005	郡山市清水台2-13-23 郡山第一ビル10F	024-923-7770
31	株式会社 Fujitaka	代表取締役 高井 茂行	600-8216	京都市下京区東塩小路町606番地 三旺京都駅前ビル 7階	075-371-9900
32	キュービー株式会社 東北支店	フードサービス営業課 坂口 広幸	983-0043	仙台市宮城野区萩野町1-21-7	022-284-1686
33	トーニチ株式会社	代表取締役社長 岸 秀樹	960-0101	福島県福島市瀬上町字新田中通1-3	024-552-2161
34	株式会社 鈴弥洋行	代表取締役 鈴木 淳弥	963-8044	福島県郡山市備前館2-6	024-922-5479
35	株式会社福島民報社	代表取締役社長 芳見 弘一	960-8602	福島市太田町13番17号	024-531-4111

おいしく 鉄・カルシウム!  
 おくちに笑顔 元気をカラダに

ソファル元気  
 ヨーグルト

季節を感じるシーズンキャップデザイン \*中身はすべて同じです



- ポイント ① 生きて腸にとどく乳酸菌 シロタ株
- ポイント ② 不足しがちな鉄 4.0mg とカルシウム 100mg を手軽に補給
- ポイント ③ うれしい低脂肪 (脂質 0.4g)
- ポイント ④ つるとなめらか食べやすい 食べきりサイズの 70g



人も地球も健康に  
**Yakult**

福島ヤクルト販売株式会社  
 TEL.024 (535) 8960  
 郡山ヤクルト販売株式会社  
 TEL.024 (945) 8960

会津ヤクルト販売株式会社  
 TEL.0242 (22) 8960  
 いわきヤクルト販売株式会社  
 TEL.0246 (58) 8960



“心豊かに…… 未来にひろがる 食文化,, ”

もつとおいしく、もつとたのしく  
**We are** 業務用外食材のパートナー

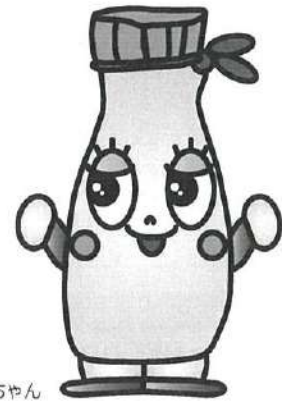
**和** 丸和食品株式会社

本社 / 〒963-0101	郡山市安積町日出山4丁目117番地	TEL 024 (941) 3430	FAX 941-3431
郡山営業所 / 〒963-0101	郡山市安積町日出山4丁目117番地	TEL 024 (941) 3434	FAX 941-3433
福島営業所 / 〒960-8141	福島市渡利字平内町6番地	TEL 024 (521) 5411	FAX 524-1279
会津営業所 / 〒965-0005	会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原209-1	TEL 0242 (25) 1061	FAX 25-4502
いわき営業所 / 〒970-0062	いわき市平字東町20番地の6	TEL 0246 (21) 1767	FAX 21-5742

# たべる人を想う、つくる人を想う。 食と人のあいだに、ニッカネです。

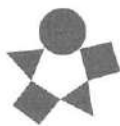


関東全域から  
福島県、宮城県、山形県まで  
厨房で使用する業務用の  
食材を全てお届け致します。



ニッカネ マヨちゃん

- 事業内容 業務用食材の販売
- 得意先業種 病院・福祉施設、事業所(給食)、学校、飲食店
- 取扱ひ品目 乾物、調味料、冷凍食品、酒類、乳製品、豆腐、納豆、パン、青果物、カット野菜、精肉、鮮魚、介護食、雑貨類、その他



**業務用食品PRO**  
**NIKKANE**  
CORPORATION 株式会社ニッカネ

**業務用食材の総合商社 株式会社ニッカネ**

福島支店 安達郡大玉村大山仲江 246 TEL:0243-24-6888  
いわき営業所 いわき市平字愛谷町 1-5-1 TEL:0246-25-7501

## 「私たちの地域社会貢献」

私たちの業種は製造業に分類されます。決して自立つ会社ではありません。  
取り扱っている商品は使用者が主役、提供者が裏方。私たちはそこに商品を届けるいわば、  
裏方の裏方です。  
高品質をいかにしない、認知度も低いかもしれない。  
それでも私たちは地域の「食糧」「介護」のインフラの一部を担っているという自覚を持ち、  
企業一として日々の業務に取り組んでいます。  
「日常生活になった方々の健康のサポートをしたい」、  
「みんな笑顔から生まれた会社です。私たちが、これからも貴と福祉からのQOL(生活の質)向上を  
サポート出来るよう様々なことに取り組んでまいります。

人生100年時代をサポートする企業として



生産地から消費者へ、健康志向の食品に必要な衛生管理や介護用品、  
食品の品質管理など、一貫した品質管理は不可欠です。  
衛生管理の徹底、品質管理の徹底は、品質向上の第一歩です。これらから見える人生100年時代  
の健康志向の食品の生産と流通の発展を期待しております。

## 安定流通

大手店、食料店、秋田県、宮城県、福島県の6県に計15営業所を擁し、  
[医療食部4、介護用品部1]  
食品は天候や地域毎のニーズ対応、流通の安定性確保を目的として、それぞれが  
在庫確保を優先し、社内でも商品の供給を行えるようにしています。  
※医療食部・介護用品部



株式会社小田島アクティ医療食部 福島営業所

TEL:024-947-0637 FAX:024-947-0638



今お使いのフードモデルをお買い替えするなら  
スマートフードモデルが断然便利!

定番フードモデルが  
ゾクゾク対応中!

フードモデルと  専用アプリ  
フードモデル  
便利アプリ  
※iOSのみ対応 で栄養指導をもっと楽しく!わかりやすく!!

スマホ  
×  
QR

# スマート フード モデル Smart Food Model

**ステップ ①**  
App Storeよりアプリを  
無料ダウンロード



成分シール+QRコード  
各フードモデル並記!!!

※iOSのみ対応

**ステップ ②**  
フードモデルのQRコードを  
読み込む



**ステップ ③**  
スマホ画面と  
共にフード  
モデルを活用




対応フードモデル等、  
詳しくはコチラから  
ご確認ください!

**いわさきグループ**  
西日本株式会社いわさき / 東日本株式会社岩崎(イワサキピーアイ)  
[www.foodmodel.com](http://www.foodmodel.com)

**株式会社 岩崎  
福島営業所**

食生活・栄養指導用フードモデルのお問い合わせ・ご注文は

**0120-198-953**

〒963-8071 福島県郡山市富久山町久保田字下河原151  
TEL:024-943-4741 FAX:024-943-4776



無料です!  
いざ早く  
ダウンロード  
最新情報を  
チェック

登録はコチラ▲  
「foodmodel.com」の登録規定が  
されていることをご確認ください。

●日本食料標準成分表2020年版(1訂) (科学技術庁資源調査会編)に基づいています。●日本人の食事摂取基準(2020年版)に対応。●詳しくは総合カタログ(無料)またはホームページをご覧ください。  
●予告なく商品内容・価格が一部変更になることがあります。●重量は異なります(一部商品を除く)●二次元バーコードについて:使用しているQRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。  
●専用アプリ「フードモデル便利アプリ」はiOSのみに対応です。●本アプリのご利用には当社利用規約に同意いただく必要があります。●iOSはApple Inc.のOS名称です。iOS商標は、米国Appleのライセンスに基づき使用されています。



「安心」と「おもてなしの心」を届ける——

Fujitaka 配膳車 検索

大好評

フラットトレイ適温配膳車

キッチンカー

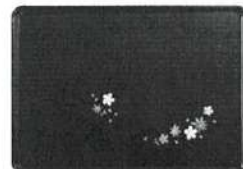
「和」  
—NAGOMI—

●標準カラー・木目

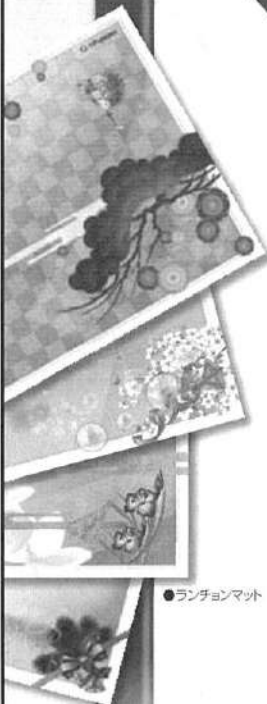


新発想! 食料や小物が開ける  
ユーティリティスペースで  
配膳効率もアップします!

●漆調フラットトレイ



●ランチョンマット



安心  
安全

菌の繁殖を防ぐ、  
業界最高水準の温度管理性能!

安心してお使いいただくために、Fujitakaの温冷配膳車は、抜き取り検査ではなく1台1台、専門技術者が基準をクリアしているかを検査しています。庫内上下段の温度差が大きくなりがちな温冷配膳車ですが、業界最高水準の温度差±5.0度以下という厳しい基準をクリアしつつ、温度差±2.5度以下を目指して出荷しています。

満足  
向上

漆調トレイ・ランチョンマットで  
食事の「質」をグレードアップ!

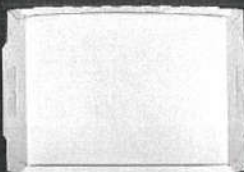
行事食や特別食などワンランク上の食事提供をご提案。フラットトレイ・漆調トレイ・催事に合わせたランチョンマットが充実しているのもバイオニアであるFujitakaのこだわりです。

NFRW-ICシリーズ  
ラインナップ  
小型タイプ:24膳・28膳・32膳・36膳・40膳  
大型タイプ:42膳・48膳・54膳

●ディスポーザブルトレイ (450×325~330mm)



フラットトレイ配膳車対応



分割トレイ配膳車対応

感染症対策・災害時備蓄用に!

- ① 使い捨てのための感染症対策に最適です。
- ② 組み立て式なので省スペースで備蓄が可能です。
- ③ 使用後は簡単に廃棄でき、洗浄・消毒の手間が要りません。


只今、ディスポーザブルトレイのサンプルをプレゼント中!  
詳細につきましては、下記問い合わせ先までお気軽にご連絡下さい。

※1 防水ではありません。極端な濡れ、長時間の放置は避けてください。  
※2 Fujitaka製以外の適温配膳車への取付については確認していません。

●オリジナル適温配膳車・フラットトレイに関するお問い合わせは...

(受付時間・平日/9:00~17:00)

 株式会社 Fujitaka®

 0120-533771

京都市下京区東堀小路町606 三旺京都駅前ビル7F FAX.075-371-9905 全国の営業・サービスネットワークでサポート <https://www.fujitaka.com>

